

安芸広域市町村圏事務組合会計管理者の職務代理に関する規則

(平成 19 年 3 月 28 日 規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定に基づき、会計管理者の職務代理に関する事項を定めるものとする。

(会計管理者の職務代理者)

第 2 条 安芸広域市町村圏事務組合会計管理者の職務を代理する者は、会計管理者の所属する市町村の規則で定める者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(安芸広域市町村圏事務組合収入役の職務代理に関する規則の廃止)
- 2 安芸広域市町村圏事務組合収入役の職務代理に関する規則（平成 13 年規則第 1 号）は、廃止する。